

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 7 月 30 日（火）第 25 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○保安林の指定予定 | （森づくり推進課取扱い） | 2 |
| ○計量器の定期検査の実施 | （商工政策課取扱い） | 2 |
| ○肥料の登録の有効期間の更新 | （経営技術課取扱い） | 4 |
| ○地籍調査の成果の認証 | （農地保全課取扱い） | 4 |
| ○公共測量の実施 | （監理課取扱い） | 5 |
| ○道路の区域の変更 | （道路維持課取扱い） | 5 |
| ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 | （大隅地域振興局取扱い） | 5 |
| 選挙管理委員会告示 | | |
| ○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） | （選挙管理委員会取扱い） | 5 |
| 公安委員会規則 | | |
| ○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※） | （警務課取扱い） | 6 |
| 公安委員会告示 | | |
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 6 |

告 示

鹿児島県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所
指宿市池田字井ノ上4391番1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第246号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年7月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
南さつま市坊津町坊字穴解場5951番から5955番まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第247号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和元年7月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町清水字古野186番3，187番，字水元ノ上206番4，字小栗栖1342番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第248号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年7月30日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 定期検査の実施の期日、区域及び場所

期 日		区 域	場 所
月 日	時 間		
令和元年9月4日	10：30～14：30	伊佐市	伊佐市役所菱刈庁舎
令和元年9月4日	15：30～16：30	伊佐市	田中校区集会施設

令和元年9月5日	9:00~11:30	伊佐市	本城校区集会施設
令和元年9月5日	13:00~14:30	伊佐市	西太良地区コミュニティセンター
令和元年9月10日	11:00~13:30	伊佐市	山野基幹集落センター
令和元年9月10日	14:30~16:00	伊佐市	羽月地区公民館
令和元年9月11日	9:00~16:30	伊佐市	大口元気こころ館
令和元年9月12日	9:00~15:00	伊佐市	大口元気こころ館
令和元年9月18日	10:30~13:00	阿久根市	大川地区公民館
令和元年9月18日	14:30~17:00	阿久根市	脇本地区公民館
令和元年9月19日	9:00~16:30	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和元年9月20日	9:00~14:00	阿久根市	阿久根市役所公用車管理事務所
令和元年9月25日	13:00~16:30	長島町	川床コミュニティセンター
令和元年9月26日	9:00~16:30	長島町	長島町開発総合センター
令和元年9月27日	9:00~14:30	長島町	長島町役場指江庁舎
令和元年10月16日	14:30~16:00	屋久島町	栗生生活館
令和元年10月17日	9:00~12:00	屋久島町	自然休養村管理センター
令和元年10月17日	13:30~16:30	屋久島町	総合センター
令和元年10月22日	13:30~16:30	屋久島町	離島開発総合センター
令和元年10月23日	9:00~9:30	屋久島町	永田公民館
令和元年10月23日	10:00~11:00	屋久島町	一湊公民館
令和元年10月23日	15:30~16:30	屋久島町	口永良部出張所
令和元年11月6日	10:00~15:00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和元年11月7日	10:00~15:00	南九州市	南九州市知覧体育館
令和元年11月8日	10:00~14:00	南九州市	松山地区農業者トレーニングセンター
令和元年11月11日	10:00~12:00	南九州市	南九州市上別府地区公民館
令和元年11月11日	13:00~15:00	南九州市	南九州市別府地区公民館
令和元年11月12日	10:00~15:00	南九州市	南九州市颯娃文化会館
令和元年11月13日	10:00~12:00	南九州市	南九州市川辺農村環境改善センター
令和元年11月13日	13:30~16:00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和元年11月14日	10:00~15:00	南九州市	南九州市諏訪運動公園体育館
令和元年11月21日	10:00~15:00	日置市	日置市伊作田地区活性化センター
令和元年11月22日	9:30~12:00	日置市	日置市鶴丸地区公民館
令和元年11月22日	13:00~15:30	日置市	日置市B&G東市来海洋センター
令和元年11月25日	10:00~15:00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和元年11月26日	10:00~15:00	日置市	日置市伊集院総合体育館
令和元年11月27日	10:00~12:00	日置市	日置市日吉総合体育館
令和元年11月27日	13:30~14:30	日置市	日置市永吉地区公民館
令和元年11月28日	9:30~15:30	日置市	日置市伊作地区公民館
令和元年12月4日	11:00~11:30	出水市	江内カントリーコア
令和元年12月4日	13:00~16:30	出水市	出水市役所野田支所

令和元年12月 5 日	9 : 00～14 : 00	出水市	高尾野農村環境改善センター
令和元年12月 9 日	11 : 00～16 : 30	出水市	米ノ津公会堂
令和元年12月10日	9 : 00～16 : 30	出水市	米ノ津公会堂
令和元年12月11日	9 : 00～9 : 30	出水市	大川内農業者トレーニングセンター
令和元年12月11日	10 : 30～14 : 00	出水市	鹿島公民館
令和元年12月12日	11 : 00～16 : 30	出水市	出水公会堂
令和元年12月13日	9 : 00～14 : 00	出水市	出水公会堂

- 2 定期検査の対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 3 指定期検査機関の名称
一般社団法人鹿児島県計量協会
- 4 その他

特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 1 項の規定により、特定計量器の所在の場所で行う定期検査の期日は、令和元年 9 月 4 日から令和 2 年 2 月 28 日までとする。

鹿児島県告示第249号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1250号	令和 7 年 8 月 14 日	蒸製骨粉	3-21蒸製骨粉	窒素全量 3.0 りん酸全量21.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

鹿児島県告示第250号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	平成29年 7 月 14 日から平成30年 9 月 30 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市大牟礼一丁目及び大牟礼二丁目の各全部並びに十町及び十二町の各一部	令和元年 6 月 19 日
西之表市	平成29年 6 月 5 日から平成31年 2 月 12 日まで	地籍図及び地籍簿	西之表市西之表の一部	令和元年 6 月 19 日
垂水市	平成29年 4 月 28 日から平成31年 1 月 29 日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市中俣の一部	令和元年 6 月 19 日
奄美市	平成29年 7 月 3 日から平成30年12月21日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬大字根瀬部、名瀬大字知名瀬、名瀬大字西仲勝、名瀬長浜町、住用町大字東仲間及び住用町大字摺勝の各一部	令和元年 6 月 19 日

奄美市	平成29年4月26日から 平成31年2月5日まで	地籍図及 び地籍簿	奄美市住用町大字役勝の一 部	令和元年 6月19日
龍郷町	平成29年6月13日から 平成30年12月26日まで	地籍図及 び地籍簿	龍郷町浦及び瀬留の各一部	令和元年 6月19日

鹿児島県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、霧島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和元年 7 月 29 日から令和 2 年 3 月 18 日まで
- 3 作業の地域 霧島市溝辺町大字麓（麓第一土地区画整理事業地区）

鹿児島県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和元年 7 月 30 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	奄美市名瀬浦上町59番92地 先から52番6地先まで	前 後	29.2～56.3 29.2～37.1	161.1 161.1

大隅地域振興局告示第6号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和元年 7 月 30 日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障害児通 所支援の 種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
発達相談支援セ ンターココペリ	肝属郡肝付町富 山1455番地1	株式会社ココペ リ	肝属郡肝付町富 山1455番地1	松井 和行	令和元年 8月9日	保育所等 訪問支援

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第24号**

平成24年 2 月 28 日鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 の表173の項中「医療法人慈生会ウエルフェア九州病院」を「社会医療法人慈生会ウエルフェア九州病院」に改める。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年 7 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第 7 号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和 59 年鹿児島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 3 項中「屋久島山系」を「山岳」に改め、「山岳遭難救助訓練」の次に「（ホイスト訓練又はそれと同程度の危険性のある訓練）」を加える。

第 28 条第 2 項第 1 号中「皇后」を「皇后，上皇，上皇后」に、「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃，皇嗣若しくは皇嗣妃」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第 27 条第 3 項の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、改正後の規則第 28 条第 2 項第 1 号の規定は令和元年 5 月 1 日から適用する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 39 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年 7 月 30 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PA スーパー海物語 IN ジャパン 2 MG	株式会社三洋物産	9P0719
ぱちんこ遊技機	P 暴れん坊将軍 炎獄鬼神の怪 F W 設定付	株式会社藤商事	9P0502
ぱちんこ遊技機	P 暴れん坊将軍 炎獄鬼神の怪 設定付 GO 2	株式会社藤商事	9P0614
ぱちんこ遊技機	P 華牌 R Y 2 F	豊丸産業株式会社	9P0666
回胴式遊技機	S / 叛逆の物語 / FH	株式会社メーシー	9S0698
回胴式遊技機	S GUNDAM X-OVER A	株式会社ビスティ	9S0712